



宮 崎 県 公 報

平成31年1月10日(木曜日) 第 3062 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境森林課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 4
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 4
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“) 4
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 4
- 道路の区域の決定…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (“) 4

頁

公 告

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 5
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 5
- 地図及び簿冊の認証 (8 件) …………… (農村計画課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 7
- 公共測量終了の通知…………… (管理課) 7
- 監査委員公告**
- 監査結果の公表…………… 7
- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 7
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表…………… 7
- 正 誤**
- 平成30年12月13日付け県公報 (第3055号) 中…………… 7

規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) <u>第19条第1項</u>に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 県内の事業活動 (連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。) に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第 143号) <u>第5条第6号から第12号</u>までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの (温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) <u>第18条第1項</u>に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 県内の事業活動 (連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。) に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第 143号) <u>第5条第10号から第16号</u>までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの (温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)</p>

第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出削減対策は、次に掲げるものとする。

(1)・(2)

(3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書（財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る熱又は電力が県内において発生し、又は発電したもの。）の購入

(4) [略]

第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出削減対策は、次に掲げるものとする。

(1)・(2)

(3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書（一般財団法人日本品質保証機構の認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る熱又は電力が県内において発生し、又は発電したもの。）の購入

(4) [略]

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第37条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
		所 属
		職 名
		氏 名
		生年月日
<p>上記の者は、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第65条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
年 月 日	宮崎県知事	印

↑
8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

←----- 12センチメートル -----→

(裏)

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第65条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場又は事業場その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 特定事業者
- (2) ばい煙発生施設を設置している者
- (3) 一般粉じん発生施設を設置している者
- (4) 汚水等排出施設を設置している者又は当該施設の設置者であった者
- (5) 第54条の規定に違反した者又は違反するおそれのある者
- (6) 第57条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれのある者
- (7) 第一種指定化学物質等取扱事業者
- (8) 第63条の規定に違反した者又は違反するおそれのある者

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)～(3) [略]
- (4) 第65条第1項(同項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 第65条第1項(同項第5号に掲げる者に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)・(2) [略]
- (3) 第65条第1項(同項第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
郡山 豊 (りく整骨院)	都城市早鈴町1506-1	平成30年12月4日

宮崎県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
キャロット薬局	都城市	薬局	平成31年1月1日

宮崎県告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人 緑耀会 訪問看護ステーションこみどり	宮崎市	訪問看護	平成31年1月1日

宮崎県告示第8号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ字文字川3475、3478
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第9号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成31年1月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町162番2地先から同市同町1629番7地先まで	8.4～31.2	1,029.8

宮崎県告示第10号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
53	県道	京町小林線	えびの市大字島内字芝田1975番1地先から同市同大字同字1973番4地先まで	旧	14.8～19.0	55.0
				新	14.8～19.0	55.0
					11.0～15.0	77.0

宮崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成31年1月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓線	宮崎市高岡町下倉永字池内1052番1地先から同市同町下倉永同字1050番1地先まで	旧	8.2～20.4	53.3
				新	8.2～14.9	53.3

宮崎県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年1月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4334番1地先から同郡同町同大字同字4349番1地先まで	平成31年1月10日

宮崎県告示第13号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
延岡食肉同業組合	延岡市塩浜町2丁目2052の1 延岡市食肉センター内	延岡食肉同業組合	延岡市北小路3726の1 ミートショップおおた内	平成30年12月1日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンナガーデン
延岡市愛宕町三丁目4588番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 変更の年月日
平成29年6月23日（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名）
平成30年1月1日（大規模小売店舗を設置する者の住所）
- 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者及び住所変更のため
- 届出年月日
平成30年12月21日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成31年1月10日から平成31年5月13日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年1月10日から平成31年5月13日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

平成25年4月1日から平成29年3月27日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字市木の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

平成25年6月1日から平成28年3月7日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字奈留の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西米良村

2 地籍調査を行った期間

平成25年7月1日から平成27年3月24日

3 地籍調査を行った地域

西米良村大字板谷の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

平成26年7月1日から平成28年3月7日

3 地籍調査を行った地域

串間市大字南方の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

都城市

2 地籍調査を行った期間

平成26年8月1日から平成29年2月23日

3 地籍調査を行った地域

都城市吉之元町の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った期間

平成27年6月1日から平成29年2月21日

3 地籍調査を行った地域

五ヶ瀬町大字鞍岡の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成27年6月1日から平成29年3月3日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域午の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成31年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

美郷町

2 地籍調査を行った期間

平成28年4月1日から平成30年2月13日

3 地籍調査を行った地域

美郷町南郷上渡川の一部

4 認証年月日

平成30年12月25日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、村内地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年 1月10日から平成31年 2月 8日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第3018号により公告した公共測量（用地測量、基準点測量）が平成30年 9月28日終了した旨、九州防衛局長から通知があった。

平成31年 1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき平成30年10月17日から平成30年12月11日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年 1月10日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 中 野 一 則
宮崎県監査委員 高 橋 透

平成30年 8月30日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年 1月10日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 中 野 一 則
宮崎県監査委員 高 橋 透

平成30年 3月22日付けで提出した平成29年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成31年 1月10日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 中 野 一 則
宮崎県監査委員 高 橋 透

正 誤

平成30年12月13日付け県公報（第3055号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	14	4550400040	4550400156

--	--